平成 29 年度　弘前市橋梁定期点検業務

特　記　仕　様　書

弘前市建設部建設政策課

第１章　総　　則

第１条　適用

本特記仕様書は、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」でいう特記仕様書で、「平成２９年度　弘前市橋梁定期点検業務（以下「本業務」という。)」に適用する。

本特記仕様書に明示なき一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第２条　履行場所

本業務の履行場所は、弘前市管内とする。

第３条　履行期限

本業務の履行期限は平成３０年３月２３日とする。

第４条　業務計画書

受注者は、契約後速やかに橋梁点検の実施体制を整えて、必要な資料の収集と、現地踏査計画を検討のうえ、設計業務等共通仕様書第 1112 条に基づき、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、変更業務計画書を提出するものとする。

第５条　使用図書

本業務で使用する図書は、次に示すとおりとする。

■共通

１．青森県橋梁アセットマネジメント運営マニュアル(案)（青森県県土整備部）又は橋梁アセットマネジメント運営マニュアル(案)　((財)大阪地域計画研究所)（以下、「マニュアル」という)。

２．道路橋定期点検要領　（国土交通省）

■橋梁点検事前データ作成業務

１．橋梁点検支援システム事前データ作成説明書（Access 入力）

２．橋梁点検支援システム事前データ作成説明書

■橋梁定期点検業務

１．橋梁点検ハンドブック（１）橋梁点検のポイント（青森県県土整備部又は(財)大阪地域計画研究所）(以下、「ハンドブック（１)」という)。

２．橋梁点検ハンドブック（２）定期点検の手引き（青森県県土整備部又は(財)大阪地域計画研究所）(以下、「ハンドブック（２)」という)。

橋梁データ作成　編

第２章　業　務　内　容

第６条　業務内容

本業務は、橋梁点検のために必要な Access データ及び CAD データ（DXF 形式）を作成する。作成にあたっては、「橋梁点検支援システム事前データ作成説明書（Access 入力)」及び「橋梁点検支援システム事前データ作成説明書」に従い作業することとする。

第７条　資料収集

作業にあたっては、橋梁台帳等の弘前市が所有するデータを貸与する。現地計測等の外業は行わないものとし、不明な寸法等は写真等からの推測により記入することとする。

第８条　担当技術者

本業務を実施する者は、(財）青森県建設技術センターが行った「橋梁点検技術研修会」の修了者、又は、(財)大阪地域計画研究所が行う「点検技術研修」の修了者、又は「BMS 標準技術研修」の修了者とする。なお、修了証の写しを業務計画書に添付しなければならない。

第９条　照査技術者

受注者は、照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。照査技術者は、担当技術者と同等の能力と経験を有する技術者とし、担当技術者が兼ねることができない。

第３章　そ　　の　　他

第 10 条　成果品の提出

本業務の成果品は、以下のものを提出するものとする。

１．報告書２部　電子媒体　２部

２．その他、調査員の指示した資料　１式

第 11 条　貸与資料

共通仕様書に定める発注者が貸与する図書その他資料は次のとおりとする。

１．橋梁台帳

２．その他業務履行上必要な発注者の所有する資料

※第５条に基づく「点検支援システム１式」については受注者が準備することとする。

貸与する点検支援システム及び操作説明書の著作権は鹿島建設(株)に帰属するものである。点検支援システムのプログラム等については、本業務の実施にのみ使用できることとし、また、以下の事項は禁止するものとする。

（1）第三者に本システムを譲渡すること。

（２）第三者に本使用権を譲渡し、又は、本使用権を担保等に供すること。

（３）有償又は無償を問わず第三者に本システムを貸与又は使用させること。

（４）本システムのアイデア、コンセプト、技術上の秘密を第三者に開示すること。

（５）本システムの複製、改変、拡張、変更又は翻案等すること。

（６）本システムにつき、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルすること。

（７）本システムに付された著作者の表示を廃棄又は消去等すること。

第 12 条　疑義

受注者は、作業の実施にあたり疑義が生じた場合には、監督職員と協議を行うものとする。

第 13 条　その他

請負金額百万円以上の受注者は、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は完成後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス（ＴＥＣＲＩＳ）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督職員の承諾を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに提出しなければならない。また(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。

橋梁定期点検　編

第２章　業　務　内　容

第１４条　業務目的

本業務は、橋梁の構造安全性の確保、交通安全性の確保及び第三者被害の防止、並びにアセットマネジメントによる維持管理に必要な基礎資料を得るため行う。

第１５条　現地踏査

橋梁点検に先立って、橋梁点検員は橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について、現地の状況を調査記録するものとする。ただし、緊急措置の必要がある損傷が発見された場合は、直ちに監督職員に報告しなければならない。

なお、橋梁の状況（排水ますあるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業に支障がある場合には、監督職員と協議するものとする。

第１６条　他機関との協議

橋梁点検を行う際に、河川管理者、鉄道会社及び他機関等との協議が必要となった場合は、協議を行うものとする。

第１７条　実施計画書作成

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料の収集と、他機関との協議終了後、実施計画書を作成し、速やかに監督職員に提出するものとする。

実施計画書作成にあたっては共通仕様書第 1112 条の事項に加え、次の事項を記載するものとする。

１．橋梁点検方法（使用機械・器具及びそれらの使用範囲）

２．安全管理計画（交通規制含む）

３．他機関との協議結果

４．その他、監督職員が必要と認めたもの

第１８条　橋梁点検員等

本業務を実施する者は、橋梁に関して十分な知識と実務経験を有するものとする。なお点検に携わる人員の名称、必要な要件及び作業内容は、マニュアル〈点検編〉「２－４点検体制」の定めるほか次のとおりとする。

１．橋梁点検員

（財）青森県建設技術センターが行った「橋梁点検技術研修会」の修了者、又は、(財)大阪地域計画研究所が行う「点検技術研修」の修了者、又は「BMS 標準技術研修」の修了者

なお、修了証の写しを業務計画書に添付しなければならない。

第１９条　橋梁点検

本業務実施に際しては、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

１．点検方法

点検は近接目視を基本とする。なお、点検を行う際に、架橋位置の地形、交通状況、交差物件、障害物等により、実施が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

点検作業にあたっては、マニュアル〈点検編〉「２－３点検の項目及び方法」、「２－４点検体制」、「２－５安全対策」のほか道路橋定期点検要領に従うものとする。また、点検作業の際はハンドブック（１）及び（２）を必ず携行するものとする。

２．点検結果の記録

点検の記録は「点検支援システム（タブレットＰＣシステム）」により行うこととする。記録にあたっては、マニュアル〈点検編〉「２－６劣化・損傷の記録」、「２－７劣化機構の推定」、「２－８健全度評価」、「２－９対策区分の判定」に従うものとする。

３．緊急措置が必要と判断される場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。

第３章　そ　　の　　他

第２０条　成果品の提出

本業務の成果品は、以下のものを提出するものとする。

報告書はマニュアル〈点検編〉「２－１０橋梁点検調書の作成」で定める橋梁点検調書を橋梁毎に作成し、とりまとめるものとする。

１．　報告書　２部（Ａ４版ドッチファイル製本）

２．　電子媒体　２部

第２１条　打合せ等

本業務に関する打ち合わせ記録の整理は受注者が行うものとし、打ち合わせ後速やかに提出するものとする。なお、打ち合わせ回数は、当初、橋梁データ完了後、成果納品時の３回とする。

第２２条　貸与資料

共通仕様書に定める委託者が貸与する図書その他資料は次のとおりとする。

１．橋梁台帳

２．その他、業務履行上必要な発注者の所有する資料

貸与する点検支援システム及び操作説明書の著作権は鹿島建設(株)に帰属するものである。点検支援システムのプログラム等については、本業務の実施にのみ使用できることとし、また、以下の事項は禁止するものとする。

（１）第三者に本システムを譲渡すること。

（２）第三者に本使用権を譲渡し、又は、本使用権を担保等に供すること。

（３）有償又は無償を問わず第三者に本システムを貸与又は使用させること。

（４）本システムのアイデア、コンセプト、技術上の秘密を第三者に開示すること。

（５）本システムの複製、改変、拡張、変更又は翻案等すること。

（６）本システムにつき、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルすること。

（７）本システムに付された著作者の表示を廃棄又は消去等すること。

第２３条　安全管理

安全管理は、マニュアル〈点検編〉「２－５安全対策」に従うものとする。

第２４条　沿道対策

本業務実施中、沿道の住民および道路利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。

第２５条　疑義

受注者は、作業の実施にあたり疑義が生じた場合には、監督職員と協議を行うものとする。

第２６条　その他

請負金額百万円以上の受注者は、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は完成後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRＩS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督職員の承諾を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに提出しなければならない。また(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。

業務委託内容

費　目	工　種	種　別	細　別	単位	数　量	摘　要
設計業務	委託数量 N=88橋					
	橋梁定期点検			式	1	
		現地踏査(15m未満橋)		橋	88	
		橋梁点検（梯子） 幅員6m未満　3径間以下		橋	24	
		橋梁点検（梯子） 幅員6m以上12m未満　3径間以下		橋	7	
		橋梁点検（梯子） 幅員12m以上　3径間以下		橋	1	
		橋梁点検（機材なし） 幅員6m未満　3径間以下		橋	34	
		橋梁点検（機材なし） 幅員6m以上12m未満　3径間以下		橋	21	
		橋梁点検（機材なし） 幅員12m以上　3径間以下		橋	1	
		点検調書作成		橋	88	
		報告様式作成		橋	88	
		打合せ協議	3回	業務	1	
		報告書作成		橋	88	

業務委託内容

費　目	工　種	種　別	細　別	単位	数　量	摘　要
	橋梁事前データ作成			式	1	
		事前データ作成（新設ｺﾝｸﾘｰﾄ橋） 径間長15m以下　幅員6m未満　1径間		橋	58	
		事前データ作成（新設ｺﾝｸﾘｰﾄ橋） 径間長15m以下　幅員6m以上12m未満　1径間		橋	28	
		事前データ作成（新設ｺﾝｸﾘｰﾄ橋） 径間長15m以下　幅員12m以上　1径間		橋	2	
	旅費交通費			式	1	
		連絡車（ライトバン）運転費 2時間（点検）		日	25	